



2020年5月28日

各 位

会社名 株式会社吉野家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 河村 泰貴
(コード番号 9861 東証一部)
問合せ先 グループ財務経理本部長 鶴澤 武雄
T E L (代表) 03-5651-8800

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2020年5月26日に発表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。

記

1. 訂正箇所

2020年5月26日発表の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」「1. 処分の概要」における「処分する株式の種類及び数」「処分総額」「処分先及びその人数並びに処分株式の数」および「2. 処分の目的及び理由」における「本制度の概要」

2. 訂正内容 (下線は訂正箇所を示します)

【誤】

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2020年6月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>31,667株</u>
(3) 処分価額	1株につき2,454円
(4) 処分総額	<u>77,710,818円</u>
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役 6名 <u>11,406株</u> 監査役 3名 609株 執行役員 13名 16,089株 当社子会社取締役 4名 3,563株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

【正】

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2020年6月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>30,444株</u>
(3) 処分価額	1株につき2,454円
(4) 処分総額	<u>74,709,576円</u>
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	取締役 6名 <u>10,183株</u> 監査役 3名 609株 執行役員 13名 16,089株 当社子会社取締役 4名 3,563株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

【誤】

2. 処分の目的及び理由

【本制度の概要等】

(略)

今回は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と株式報酬との割合を適切に設定するとの基本方針にしたがい、将来に向けた有能な人材を登用するとともに、各対象役員等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権及び金銭債権合計77,710,818円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式31,667株を付与することといたしました。また、本制度は、複数年度にわたる中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとするため、譲渡制限期間を3年間としております。

(略)

【正】

2. 処分の目的及び理由

【本制度の概要等】

(略)

今回は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と株式報酬との割合を適切に設定するとの基本方針にしたがい、将来に向けた有能な人材を登用するとともに、各対象役員等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権及び金銭債権合計74,709,576円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式30,444株を付与することといたしました。また、本制度は、複数年度にわたる中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとするため、譲渡制限期間を3年間としております。

(略)

以上